

# 第16号議案

令和8年6月16日  
任用給与課

## 東京都規則等の一部改正について（給与関係）

標記の件について、申請のとおり承認する。

### 記

#### I 東京都規則等の一部改正（別添）

- 1 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 東京都規則等の一部改正

### 1 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

国や民間等との制度的均衡を図る観点から、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容												
<p><b>扶養親族の認定等</b> 第5条第2項第1号</p>	<p>〈見直しの背景〉</p> <p>令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の年代の子等について、給与収入150万円相当までは、親等が特定扶養控除と同額の所得控除が受けられる等の制度が創設され、健康保険法に基づく被扶養者に係る年間収入の認定要件についても同様の見直しが行われた。これらを踏まえ、国において、扶養手当制度における満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族の収入限度額を年額130万円から150万円に引き上げる見直しを実施された。(令和8年4月1日施行)</p> <p>都の扶養手当制度は、国や民間の制度・水準等を考慮し支給要件を設定していることから、所要の改正を行う。</p> <p><b>【収入限度額の引上げ】</b></p> <p>大学生年代の扶養親族の収入限度額を年額150万円に引き上げる。</p> <p>(現行) 扶養親族の収入限度額は、年額130万円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後) 扶養親族の収入限度額は、年額130万円 <u>(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、年額150万円)</u></p> <p>〈参考①〉 扶養親族の要件</p> <p>他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている、<u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹、満60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者。</u></p> <p>〈参考②〉 扶養手当の額</p> <table border="1" data-bbox="454 1518 1479 1765"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当額</th> <th>加算額*</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子</td> <td>13,000円</td> <td>子一人につき4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養親族たる父母等</td> <td>6,000円</td> <td>—</td> <td>行(一)四級相当職員 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※満15歳に達する日後の最初の4月1日以降、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子一人につき4,000円支給される。</p>	区分	手当額	加算額*	備考	子	13,000円	子一人につき4,000円		扶養親族たる父母等	6,000円	—	行(一)四級相当職員 3,000円
区分	手当額	加算額*	備考										
子	13,000円	子一人につき4,000円											
扶養親族たる父母等	6,000円	—	行(一)四級相当職員 3,000円										
<p><b>施行期日</b> 附則</p>	<p>令和8年10月1日</p> <p>ただし、改正後の規則第5条に規定する扶養親族の認定等に係る届出等は、この規則の施行の前日においても行うことができる。</p>												

### 2 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「1」と同様の改正を行う。

8 総人制第 307 号

令和 8 年 6 月 10 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について (申請)

標記の件について、下記のとおり規則改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例 (昭和26年東京都条例第75号) 第10条第5項の規定に基づき承認を申請します。

#### 記

##### 1 改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則 (昭和 37 年東京都規則第 172 号)

##### 2 改正理由

国や民間等との制度的均衡を図る観点から、満 18 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある扶養親族の収入限度額の取扱いを見直すため。

##### 3 改正案文

別紙のとおり

8 教 人 勤 第 144 号

令 和 8 年 6 月 10 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会

( 公 印 省 略 )

学 校 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て ( 申 請 )

こ の こ と に つ い て 、 扶 養 手 当 の 制 度 改 正 に 伴 い 、 規 定 を 整 備 す る 必 要 が あ る の  
で 、 学 校 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 31 年 東 京 都 条 例 第 68 号 ) 第 12 条 第 5 項 の  
規 定 に 基 づ き 承 認 方 申 請 し ま す 。

# 規則改正案文一覧

## ～ 目次 ～

### I 東京都規則等の一部改正

- 1 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

附 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の給与に関する条例施行規則第五条に規定する扶養親族の認定等に係る届出等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

附 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の給与に関する条例施行規則第五条に規定する扶養親族の認定等に係る届出等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

# 規則改正新旧対照表

## ～ 目 次 ～

- 1 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

改正案	現行
<p>第一条から第四条の三まで（現行のとおり） （扶養親族の認定等）</p> <p>第五条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一 その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額百三十万円以上（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで）の間にある者にあつては、年額百五十万円以上）である者</p> <p>二及び三（現行のとおり）</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第五条の二から第十五条まで（現行のとおり）</p> <p>別記様式第一号から様式第四号まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第四条の三まで（略） （扶養親族の認定等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額百三十万円以上である者</p> <p>二及び三（略）</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第五条の二から第十五条まで（略）</p> <p>別記様式第一号から様式第四号まで（略）</p>

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第四条の三まで（現行のとおり） （扶養親族の認定等）</p> <p>第五条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一 その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額百三十万円以上（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで）の間にある者にあつては、年額百五十万円以上である者</p> <p>二及び三（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>第五条の二から第十五条まで（現行のとおり）</p> <p>別記様式第一号から様式第四号まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第四条の三まで（略） （扶養親族の認定等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額百三十万円以上である者</p> <p>二及び三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第五条の二から第十五条まで（略）</p> <p>別記様式第一号から様式第四号まで（略）</p>